

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	愛媛県災害遺児福祉手当支給規則	根拠条項	5	資料番号	9	担当課	男女参画・子育て支援課
<p>〈根拠規程〉</p> <p>(手当の支給決定)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、手当の支給を決定したときは災害遺児福祉手当支給決定通知書(様式第2号)及び災害遺児福祉手当証書(様式第3号。以下「証書」という。)を、手当を支給しないと決定したときは災害遺児福祉手当受給認定申請却下通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>〈許認可等の基準〉</p> <p>(手当支給の要件及び額)</p> <p>第3条 手当は、次の各号のいずれにも該当しない遺児の保護者に支給する。</p> <p>(1) 保護者が遺児と養子縁組をしたとき。</p> <p>(2) 遺児の父又は母が婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。)をし、その配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは遺児の父若しくは母に養育されることとなつたとき、又はその配偶者と遺児が養子縁組をしたとき。</p> <p>2 手当の額は、予算の範囲内において遺児1人につき月額3千円とする。</p> <p>(手当受給の申請)</p> <p>第4条 保護者は、手当の支給を受けようとするときは、災害遺児福祉手当受給認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 遺児を現に養育し、県内に住所を有することを証する書類(保護者及び遺児の住民票の写し等)</p> <p>(2) 遺児の戸籍謄本</p> <p>(3) 遺児であることを証する書類</p>							